

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 105

〔共通〕問1 消防長又は消防署長は、防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等技術基準に従ってこれを設置すべきことを命じたにもかかわらず、その措置が履行されないため、引き続き、一定の状況にあると認める場合は、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができるとされているが、次の記述のうち当該命令を発するに足る要件として消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 引き続き、火災の予防に危険であると認める場合
- (2) 引き続き、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合
- (3) 引き続き、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合
- (4) 引き続き、火災の予防上必要があると認める場合

〔消防用設備等〕問1 次に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のうち、当該設備等の設置に係る工事を行うことができる者が消防設備士免状の交付を受けているものに限定されている設備として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、当該工事は電源、水源及び配管の部分に係る工事ではないものとする。

- (1) パッケージ型消火設備
- (2) 共同住宅用自動火災報知設備
- (3) 特定小規模施設用自動火災報知設備（すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであって、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準第2第5号ただし書の規定により受信機を設置しないもの）
- (4) 特定駐車場用泡消火設備

〔消防用設備等〕問2 消火器具の設置義務のある防火対象物又はその部分に屋内消火栓設備を消防法令に定める技術上の基準に従って設置した場合において、当該消火設備の対象物に対する適応性が消防法令の規定により設置すべき消火器具の適応性と同一であるときは、当該消火器具の能力単位の数値の合計数は、当該消火設備の有効範囲内の部分について当該技術基準に定める能力単位の数値の合計数の一定割合までを減少した数とすることができるとされているが、次の数値のうち、消防法令上消火器具の能力単位の減少可能な割合の

最大値として正しいものを1つ選べ。ただし、この場合の消火器具は大型消火器具ではないものとし、歩行距離の規定は緩和されないものとする。

- (1) 2分の1
- (2) 3分の1
- (3) 4分の1
- (4) 5分の1

〔防火査察〕問1 違反処理等に関する用語のうち、不適切な記述は次のうちどれか。

- (1) 消防法（以下「法」という。）第5条の2第1項第1号に規定する「履行されても十分でなく」とは、義務者が履行の着手はしたが求められた措置の内容を完全には履行しない場合である。
- (2) 法第5条の3第2項、ただし書き、「緊急の必要があると認めるとき」とは、早急に火災予防等の危険を排除する必要がある場合で、相手方に公告の内容を伝える暇のないときである。
- (3) 法第3条第1項命令の発動要件である「消火、避難その他の消防の活動に支障となると認める」とは、公設消防の活動に支障となる場合に限り、防火対象物の関係者の消火や避難の活動は含まないものである。
- (4) 法第3条第2項中の「確知」とは、名あて人が現場に居合わせる場合等、氏名及び住所をすることができる場合に限り、その者を特定することのできる場合全般をさすものである。

〔防火査察〕問2 消防法第8条の2の3第6項に基づく特例認定の取消しを行おうとする場合、事前手続きとして行政手続法に基づく聴聞を実施しなければならないが、聴聞に関する事項のうち、不適切な記述は次のうちどれか。

- (1) 「聴聞」とは、不利益処分を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政庁側のやりとりを経て、事実確認を行う手続きである。
- (2) 聴聞は行政庁が指名する職員が主宰し、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、「聴聞通知書」により聴聞開催の通知をする必要がある。
- (3) 聴聞開催の通知には、①不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項、②不利益処分の原因となる事実、③聴聞の期日及び場所、④聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所

お詫びと訂正

本誌2017年2月号（No.674）の予防技術検定模擬テストNo.104（P.149）の〔共通〕問1の問題文に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

誤：消防法令上正しいものを1つ選べ。
正：消防法令上誤っているものを1つ選べ。

【警防】

問1 答 (2)

解説 タイヤや廃車などは、放水障害部分が多く、消火が困難なことから、消火泡剤等を活用し消火にあたる。

問2 答 (4)

解説 危険物災害は、関係機関と一体となった組織活動が必要となり、消防部隊の応援出場と同時に関係機関の出場を要請する。

問3 答 (2)

解説 区画を超えて系統全体に延焼拡大するおそれがある。

【救急】

問1 答 (2)

解説 救急救命士標準テキスト第9版上巻P.318～320参照。救急救命処置のうち特定行為については、医師による「具体的指示」が必要である。

問2 答 (3)

解説 平成27年人口動態統計月報年計（概数）の概況（厚生労働省）

問3 答 (3)

解説 要救助者が5人以上の救助事故。

予防技術検定模擬テスト

【共通】

問1 答 (4)

解説 (1) 消防法第5条の2第1項第1号。
(2) 消防法第5条の2第1項第1号。
(3) 消防法第5条の2第1項第1号。
(4) 消防法第5条の2第1項第1号。本規定は防火対象物の使用そのものを制約することから、火災危険性がより具体的に認められる場合に限り発動できるものであり、単に「火災の予防上必要があると認める場合」のみで発動することはできない。

【消防用設備等】

問1 答 (3)

解説 消防法施行令第36条の2第1項各号。消防法施行令第36条の2第1項各号及び第2項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件（平成16年消防庁告示第14号）第2第1号。受信機を設置する特定小規模施設用自動火災報知設備の工事を行える者は消防設備士に限られるが、受信機を設置しない特定小規模施設用自動火災報知設備の工事は消防設備士以外の者でも

行うことができる。

問2 答 (2)

解説 消防法施行規則第8条第1項。屋内消火栓設備は火災の初期においても有効に使用することが期待できることから、消火器具の能力単位の数値の合計値は、最大で3分の1までを減少した数値とすることができる。

【防火査察】

問1 答 (3)

解説 (1) 「消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について」の送付について（平成14年10月24日付 消防安第107号 消防庁防火安全室長通知）（以下「107号通知」という。）により適切。
(2) 107号通知により適切。
(3) 消火、避難等消防の活動に支障となる場合一般をいい、必ずしも公設消防の活動に支障となる場合に限られず、防火対象物の関係者の消火や避難の活動も含むものであるので、不適切。
(4) 107号通知により適切。

問2 答 (4)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適切。
(2) 違反処理マニュアルにより適切。
(3) 違反処理マニュアルにより適切。
(4) 聴聞の実施に際し、当事者が正当な理由なく欠席した場合は、聴聞を行ったものとして処理できるので、不適切。

【危険物】

問1 答 (4)

解説 試験を適用することなく、危険物に該当しないとして品名から除外されているものがある。アルミニウム粉については、小ガス炎着火試験が適用される。

〔参照条文〕

消防法別表第1備考第3号、第5号、第6号
危険物の規制に関する規則第1条の3第1項～第3項

問2 答 (1)

解説 屋外貯蔵所は、第1石油類については引火点0℃以上のものに限り貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所として定義されている。引火点は、アセトン（-20℃）、ガソリン（-40℃以下）、ベンゼン（-11℃）であり、これらはいずれも貯蔵できない。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する政令第2条第7号